

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産

事業用資産、インフラ資産及び物品の貸借対照表価額は、取得原価により計上しています。ただし、昭和 59 年度以前に取得した道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。また、取得価額が不明な又は無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地についても備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産

取得原価により計上しています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

取得原価により計上しています。ただし、時価のあるものは、時価が著しく下落したときは回復の見込みがある場合を除き時価で評価するものとし、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、発行会社の財政状況等により実質価額が著しく低下したときは相当の減額を行うこととしています。

① 市場価格のあるもの

会計年度末における市場価格により計上しています。

② 市場価格のないもの

市が保有する外郭団体等の株式及び出資金等を取得原価により計上しています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 原材料、商品等

評価基準は原価法、評価方法は先入先出法

② 販売用土地

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第 4 条第 2 項各号に掲げる方法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 事業用資産及びインフラ資産

定額法により減価償却を行っています。耐用年数は「資産計上に関する要領」で定めています。

また当該要領において、資産を取得した翌年度から減価償却を開始することを定めています。

② 物品

定額法により減価償却を行っています。耐用年数は「資産計上に関する要領」で定めています。

また当該要領において、資産を取得した翌年度から減価償却を開始することを定めています。

③ リース資産

「リース資産・リース債務取扱要領」の規定に基づき、定額法によりリース期間を耐用年数として残存価額 0 円まで減価償却を行っています。また初回のリース料支払月の属する年度から減価償却を開始することを定めています。ただし、所有権移転ファイナンス・リースは初回のリース料支払月の属する年度の翌年度から開始することと定めています。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不納引当金

市税、使用料等の未収金及び長期延滞債権の一部については、時効の完成等によって不納欠損となる可能性があるため、過去 3 か年の実績等により不納欠損実績率を算定し、年度末の未収金額を乗じた額を不納欠損引当金として計上しています。また、個々の債権の状況に応じた、より合理的な算定方法が存在する場合には、当該方法により引当金を計上しています。

貸付金のうちの一部については、返済免除又は減免となる可能性があるため、過去 3 か年の実

績等により貸倒実績率を算定し、年度末の貸付金額を乗じた額を貸倒引当金として計上しています。また、個々の債権の状況に応じた、より合理的な算定方法が存在する場合には、当該方法により引当金を計上しています。

② 退職手当引当金

在籍する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を退職手当引当金として計上しています。ただし、一部の連結対象団体（会計）においては、一般会計が負担又は退職手当を支給する場合、郡山市が補助金で財源措置するので引当金を計上していません。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② ①以外のリース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、12か月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。ただし、一般会計等においては、郡山市公金預金取扱要項において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等としています。）なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、公営企業会計については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象会計の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない連結対象会計については当該連結対象会計の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3 重要な後発事象

(1) 組織・機構の大幅な変更

令和4年4月1日及び11月1日に以下のとおり組織改編を実施しています。

① 簡易水道事業を環境部から上下水道局に事務移管しました。（令和4年4月1日付）

② 子育て世帯に対する包括的な支援体制を強化するため、「こども家庭相談センター」を課に格

上げし、「こども家庭支援課」を新設するとともに、現在の「こども家庭支援課」を「こども家庭未来課」に改称しました。(令和4年11月1日付)

(2) 重大な災害等の発生

国内における新型コロナウイルス（covid-19）感染症の拡大に伴い、令和4年度においても引き続き予算補正措置を行い、感染症拡大防止策、医療体制の整備、生活及び事業継続の支援などを実施しています。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの

区分	令和3年度（2021年度）末
一般会計	—
特別会計	—
公営企業会計	—
下水道事業会計 水洗便所改造資金利子補給金 (平成29年度貸付分) 損失補償 (平成30年度貸付分) 損失補償 (令和元年度貸付分) 損失補償 (令和2年度貸付分) 損失補償 (令和3年度貸付分) 損失補償	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部または一部が回収されなかつた場合における当該回収された金額に相当する額
農業集落排水事業会計 水洗便所改造資金利子補給金 (平成29年度貸付分) 損失補償 (平成30年度貸付分) 損失補償 (令和元年度貸付分) 損失補償 (令和2年度貸付分) 損失補償 (令和3年度貸付分) 損失補償	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部または一部が回収されなかつた場合における当該回収された金額に相当する額
合計	—

(2) 係争中の訴訟等

該当事項はありません。

5 追加情報

(1) 全体財務書類の対象範囲

一般会計、公共用地先行取得事業特別会計、荒井北井土地区画整理事業特別会計、富田第二土地区画整理事業特別会計、伊賀河原土地区画整理事業特別会計、徳定土地区画整理事業特別会計、大町土地区画整理事業特別会計、郡山駅西口市街地再開発事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、駐車場事業特別会計、総合地方卸売市場特別会計、熱海温泉事業特別会計、湖南簡易水道事業特別会計、中田簡易水道事業特別会計、熱海中山簡易水道事業特別会計、工業団地開発事業特別会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は次のとおりです。

財務諸表作成基準日（令和 4 年 3 月 31 日）時点において、歳入予算に計上されているもの又は売却の公募を行っているものを対象範囲としています。

資産種別	売却可能価額	貸借対照表における簿価
事業用資産（土地）	46,500 千円	46,500 千円

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。